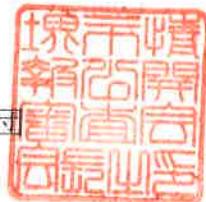


堺情審第21-1-3号
(答申第105号)
令和4年1月27日

堺市長 永藤英機様

堺市情報公開審査会
会長 坂本 団



諮問に対する答申

令和3年4月16日付け堺都政第135号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	事業者Aに対する指導経過が分かる文書
実施機関 (処分庁)	堺市長（建築都市局 開発調整部 建築防災推進課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長（建築都市局 都市計画部 都市政策課）

答申

第1 審査会の結論

令和3年4月16日付で諮詢のあった「事業者Aに対する指導経過が分かれる文書」について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定で非公開とした項目のうち、「通報者の肩書、氏名」及び「個人の携帯電話番号」以外の項目は公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和3年1月7日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「建築防災推進課が事業者Aと直接土砂埋立規制、宅地造成規制、市街化調整区域規制、河川法等について協議された文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、「指導経過（事業者A）」を本件対象公文書として特定し、同月21日、本件対象公文書のうち「個人情報に該当する部分」、「法人の事業に関する部分」、「本市の内部における審議、検討又は協議に関する部分」及び「本市の事務の性質上、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす部分」を除く部分を公開すると一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、非公開部分は条例7条1号、2号、5号及び6号に該当する旨を審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年3月3日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書を開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張

実施機関が不開示とした当該文書の内容は、安心安全を求める地元住民に開示しないことによる不安な思いを増長し問題解決には程遠い対応である。
開示することによって得られる地域住民の安心安全に寄り添うことが行政としての立場である。現状のまま放置されるのが一番の心配で、大阪府岸和田市で2017年10月の台風21号の豪雨で生じた土砂ダムにより甚大な被害が生じた事例もある。不安払拭のためにも審査委員には全部公開の判断をして安心安全であることを示して頂きたい。

第5 実施機関の主張

1 個人情報に該当する部分

本件指導に係る地元関係者の氏名及びその行為内容、また個人の連絡先であり、条例7条1号に該当する。

2 法人の事業に関する部分

本件指導を受けている法人（以下「当該法人」という。）が行う事業内容に関する事情聴取内容、指摘事項及び指導内容が記載されている部分であり、これらが公になると当該法人の名誉、社会的評価等が損なわれる事から、条例7条2号に該当する。

3 本市の内部における審議、検討又は協議に関する部分及び本市の事務の性質上、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす部分

当該法人に対する違反指導の手法や詳細、今後の方針等を関係各課で検討・協議した内容が記載されている部分であり、指導中であり未成熟な情報が公になると、特定の者に不当に利益又は不利益を生じさせる可能性があること、不适当に市民等の間に混乱を生じさせる可能性があること、さらに今後の同種の事務に関する検討・協議を行う際に外部からの不当な圧力や干渉等を受けるおそれがあることから、条例7条5号に該当する。

また、このような違反指導の手法や詳細、今後の方針等が公になると、当該法人と本市との信頼関係が失われるとともに、本市に対する関係資料の提出や情報提供に協力的でなくなり、当該法人においては指導に対する自主的改善意欲を低下させ、ひいては建築基準法関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど違反防止に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、本市が行う監察指導事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にし、監察指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号アに該当する。

第6 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書である「指導経過（事業者A）」は、実施機関が事業者Aに対して行った指導経過が記載されている資料で、事業者A（以下単に「A」という。）に対して指導を求める意見があったこと、指導方法について内部で協議した情報、Aに指導した内容が時系列で記載されている。

2 本件処分の妥当性について

当審査会では、本件対象公文書を見分し、実施機関の処分の妥当性について検討を行った。

なお、実施機関は非公開理由について、弁明書では「条例7条6号ア」と主張していたが、正しくは「条例7条6号才」であると変更しているため、当審査会では条例7条6号才の該当性について検討する。

(1) 個人に関する情報に該当する部分について（条例7条1号）

本件対象公文書のうち、実施機関が条例7条1号に該当するとしたのは「通報者の肩書、氏名」及び「個人の携帯電話番号」である。

「通報者の肩書、氏名」及び「個人の携帯電話番号」は、特定の個人を識別できる情報であり、条例7条1号ただし書きのいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

(2) 法人の事業に関する部分について（条例7条2号）

本件対象公文書のうち、実施機関が条例7条2号に該当するとしたのは「Aが行う事業内容及びそれに対する指摘や指導内容」である。Aが行う事業内容及びそれに対する指摘や指導は、Aの行為に違法性があることが疑われたことから、関係法令に基づき行われたものである。

一般的にはそのような指摘及び指導を受けた事実及びその内容が明らかになったとしても、ただちに法人の正当な利益を害するとまでは言えず、本件についても当審査会において当該部分を見分したところ、Aの正当な利益を害する内容とは認められなかった。

また、当該内容については、地元住民に公表する意義も高いと考えられる。

よって、「Aが行う事業内容及びそれに対する指摘や指導内容」は条例7条2号には該当しない。

(3) 本市の内部における審議、検討又は協議に関する部分について（条例7条5号）

本件対象公文書のうち、実施機関が条例7条5号に該当するとしたのは「違反指導の手法や詳細、今後の方針等を内部で検討・協議した内容」である。

「違反指導の手法や詳細、今後の方針等を内部で検討・協議した内容」は、未成熟な情報であり、その内容を公開することであったかも確定している情報であると市民の誤解、憶測を招くことや、今後の同種の事務に関する検討・協議を行う際に外部からの不当な圧力や干渉等を受けるおそれがあると実施機関は主張する。

確かに、「違反指導の手法や詳細、今後の方針等を内部で検討・協議した内容」は未成熟な情報であることに異論はない。

しかしながら、条例7条5号は、行政運営の透明性を確保するため、政策決定に至る中間段階にある情報を市民に公表することの重要性に鑑み、公開することの公益性を考慮してもなお、看過し得ない程度の支障がある場合に

限定して、「不当に」という要件を付加した上で、非公開情報とするものである。

したがって、同条同号の安易な運用を行うことがないよう、実施機関において適切な比較衡量を行わなければならない。

以上の趣旨を踏まえて、当審査会では、本件対象公文書における「違反指導の手法や詳細、今後の方針等を内部で検討・協議した内容」の部分を見分したが、違反指導の手法や詳細、今後の方針を内部で検討している内容であることが明らかであり、その内容を公にしたとしても、未成熟な情報が確定情報であるかのような誤解や憶測を招くことや、今後の同種の事務に関する検討・協議を行う際に外部からの不当な圧力や干渉等を受けるおそれがあるとは考えがたい。

よって、「違反指導の手法や詳細、今後の方針等を内部で検討・協議した内容」を公開することで「不当に」支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例7条5号には該当しない。

(4) 本市の事務の性質上、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす部分について（条例7条6号オ）

本件対象公文書のうち、実施機関が条例7条6号オに該当するとしたのは「実施機関とAとの協議内容や指導内容、違反指導の手法や今後の方針の検討内容」である。

条例7条6号オに該当するためには、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである必要がある。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求され、「支障を及ぼすと認められる」とは、抽象的な可能性では足りず、法律上、保護に値する相当の蓋然性が認められなければならない。

以上の趣旨を踏まえて、当審査会では、本件対象公文書における「実施機関とAとの協議内容や指導内容、違反指導の手法や今後の方針の検討内容」の部分を見分したが、その内容を公にしたとしても、Aがさらなる違法行為を重ねるようになるとは考えがたく、仮にそのような行為があったとしても、指導根拠となる法令により強制的な措置が行われることから、監察指導事務の適正な遂行に看過し得ない程度の実質的な支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例7条6号オには該当しない。

(5) これらのことから、実施機関が行った本件処分の理由のうち、「通報者の肩書、氏名」及び「個人の携帯電話番号」を個人に関する情報に該当するとして条例7条1号により非公開としたことは妥当であるが、その他について

同2号、5号及び6号才に該当するとは認められない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月16日	諮詢書の受理
令和3年 10月22日	審 議
令和3年 11月25日	審 議
令和3年 12月17日	審 議
令和4年 1月14日	審 議
令和4年 1月27日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究所教授	

